

(Q&A)

Q1. プエラリア・ミリフィカとはどのようなものですか。

プエラリア・ミリフィカはタイなどに分布するマメ科の多年生つる植物で、別名白ガウクルア（White Kwao Krua）とも呼ばれています。塊根に植物性エストロゲン（女性ホルモン様の作用のある物質）が含まれることが報告されています。

タイでは古くから、「若返り」の特性があるとされ、伝統的に利用されており、プエラリア・ミリフィカを含む健康食品が日本国内でも流通しています。

Q2. 今後、プエラリア・ミリフィカを含む食品を飲み続けても問題ありませんか。

プエラリア・ミリフィカは植物性エストロゲン（女性ホルモン様作用）を持つため、健康影響が起こる可能性が考えられます。そのため、体調に異常を感じた場合は、直ちに摂取をやめて、医療機関を受診し、最寄りの保健所にご相談いただくようお願いいたします。

Q3. 厚生労働省においては、これまで注意喚起等は行ってきたのですか。

厚生労働省においては、「健康食品の正しい利用法」等のパンフレットを作成し、健康食品を利用する際の注意等の普及啓発や、『「健康食品」の安全性・有効性情報』（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所ホームページ）において注意喚起等を行ってきました。

〈パンフレット「健康食品の正しい利用法」〉

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/hokenkinou/hukyukeihatsu.html

〈国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所ホームページアドレス〉

<http://hfnet.nih.go.jp/contents/detail751lite.html>

Q4. 国民生活センターがプエラリア・ミリフィカを含む食品に対する注意喚起を行いましたが、厚生労働省はどのように対応するのですか。

厚生労働省は、

- ・消費者に対しては、安易な摂取を控え、体調に異常を感じた際には医療機関を受診するよう、都道府県等を通じて改めて注意喚起を行いました。
- ・プエラリア・ミリフィカを含む食品を製造・販売・輸入する食品等事業者に対しては、適性製造規範（GMP）を遵守し、原材料の含有成分を適切に管理すること、健康被害事例を報告することなど、地方自治体において監視指導を行います。